

**令和4年6月から児童手当制度が一部変更になります**

**所得が基準額以上の世帯は  
特例給付が受けられなくなります**

令和4年6月分（10月支給）から、児童を養育している生計中心者の**所得（判定所得）**（児童手当法施行令第3条の規定により計算した所得額）が下表の②特例給付・所得上限限度額以上の場合、児童手当等（児童手当及び特例給付）は支給されません。

【注意】特例給付・所得上限限度額以上となり児童手当等が支給されなくなったあとに、所得が「②特例給付・所得上限限度額」を下回った場合、改めて認定請求書等の提出が必要となりますので、ご注意ください。また、児童手当等が支給されなくなったあと、その年度内に税更正を行い所得が「②特例給付・所得上限限度額」を下回った場合でも、お手続きが必要となります。

**◆支給額（児童1人当たりの月額）**

①児童手当・所得制限限度額		②特例給付・所得上限限度額	
未満	以上	未満	以上
<b>児童手当支給</b>		<b>特例給付支給</b>	
3歳未満（一律） 15,000円		一律 5,000円	
3歳以上小学校修了前			
第1子・第2子 10,000円			
第3子以降（※） 15,000円			
中学生（一律） 10,000円		<b>支給なし</b>	

※「第3子以降」とは、18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童の中で数えます。

**◆児童手当・所得制限限度額、特例給付・所得上限限度額**

税法上の扶養人数	①児童手当・所得制限限度額		②特例給付・所得上限限度額	
	所得額	※収入額の目安	所得額	※収入額の目安
0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
3人	736万円	960.0万円	972万円	1,200万円
4人	774万円	1,002.0万円	1,010万円	1,238万円
5人目以降加算額	38万円	△	38万円	△
老人控除対象配偶者・老人扶養がある場合	該当者1人につき6万円を加算		該当者1人につき6万円を加算	

※「扶養親族の数」とは、前年12月31日時点で申請者の税法上の扶養控除の対象となっている人数です。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は判定所得で確認します。

➡所得（判定所得）の計算方法は裏面を参照してください。

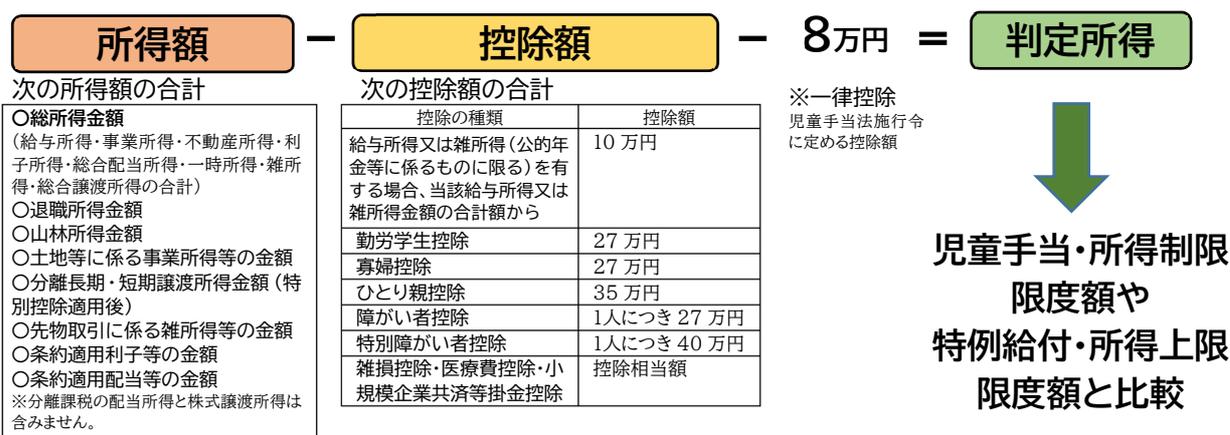
## ☆児童手当等の判定所得について

児童手当又は特例給付の判定所得は、児童手当法に定められた方法で計算した所得です。税法上の所得とは一致しません。

- \*所得は、世帯合算ではありません。生計中心者の所得で判定します。
- \*生計中心者の所得が特例給付・所得上限限度額以上の方は、手当の支給がなくなります。
- \*父母いずれかの所得が特例給付・所得上限限度額以上となると、手当の支給がなくなります。

## ◆判定所得の算出方法

次の計算式により算定した判定所得と上記の税法上の扶養人数に応じた児童手当・所得制限限度額、特例給付・所得上限限度額を比較します。



### \*所得の算出方法の補足説明

- ・給与所得とは、源泉徴収票上の「給与所得控除後の金額」の欄の金額です。
- ・確定申告書の「所得金額の合計」が所得額です。

問合せ

糸島市役所 子ども課 電話:092-332-2074

(受付時間:平日 8:30~17:15) 〒819-1192 糸島市前原西一丁目1番1号